

全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会実施規定

(総 則)

- 第1条 全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会は、毎年2月に実施する。
- 第2条 実施会場・日時は、その年ごとの四国吹奏楽連盟理事会でこれを定める。
- 第3条 このコンテストは、四国内における吹奏楽の普及・向上を計ることを目的とするが、あわせて全日本アンサンブルコンテスト四国支部予選も兼ねるものとする。
- 第4条 その年度の全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会の実施案は第二事業部会で作成する。

(実施部門および参加人数)

- 第5条 実施部門は次の通りとし、参加団体は所属する部門に参加する。
- (1) 中学校の部 (2) 高等学校の部 (3) 大学の部
(4) 職場・一般の部
- 第6条 各アンサンブルの編成は、3名以上8名までとし、県大会と同一メンバーとする。

(資 格)

- 第7条 各部門の参加資格は四国吹奏楽連盟に登録された加盟団体に属するグループで、次の通りとする。
- (1) 中学校の部
構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める)
- (2) 高等学校の部
構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)
- (3) 大学の部
構成メンバーは、同一の大学に在籍している学生とする。
- (4) 職場・一般の部
グループの構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の8条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

(演奏・審査・表彰)

- 第9条 演奏は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成は認めない。
- (1) 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。
- (2) 独立した指揮者をおかない。
- (3) 参加チームは全パート記入のスコアを提出する。
- 第10条 出場グループは自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。演奏する曲は県大会・四国支部大会を通じて同一の曲でなければならない。
- 第11条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずにコンテストに出場することは認めない。
- (注) 1) 作曲者の死後およそ50年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。
2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社)が行っている。

- 第12条 演奏時間は5分以内とする。これを超過した場合は失格とし、審査対象としない。
- 第13条 部門順序・出演順序は第二事業部会で決定する。
- 第14条 このコンテストの審査員は各県理事長より候補者(四国外の専門家)を選出し、常任理事会で決定、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として7名とする。

- 第15条 審査方法は理事会の定める全日本アンサンブルコンテスト四国大会審査内規による。
表彰は各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(代 表 の 選 出)

- 第16条 全国大会へのし四国支部代表は次の通りとする。
- (1) 理事長は演奏審査の結果各部門ごとに、上位の団体より代表権を与える。ただし、同一団体からの代表は1グループまでとする。1団体のみ参加部門については審査員の意見を聞き理事長がこれを決定する。
- (2) 各部門における代表数は全日本吹奏楽連盟コンテスト規定による。

(そ の 他)

- 第17条 アンサンブルコンテスト四国支部大会の実行委員会は主管県でこれを組織する。
- 第18条 コンテスト実施にあたって第二事業部会が必要と認めた場合は、理事長の承認を得て共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

- 第19条 本大会の役員は原則として次の通りとする。
名誉大会長・・・・・・県知事・教育長等
大会長・・・・・・理事長
副大会長・・・・・・各県理事長・朝日新聞社
大会顧問・・・・・・名誉顧問・顧問
運営委員長・・・・・・主管県より推薦
運営委員・・・・・・支部第二事業部理事
実行委員長・・・・・・主管県より推薦
実行委員・・・・・・主管県より推薦
大会事務局・・・・・・支部・主管県事務局長
- 第20条 全日本アンサンブルテスト四国支部大会役員は、その年度ごとに主管県の推薦により理事長が委嘱する。
- 第21条 実行委員長は、担当副理事長（主管県理事長）および支部事務局長と連携を密にして実行委員会を運営する。
- 第22条 このコンテストの運営経費は次によってまかなわれる。
(1) 全日本吹奏楽連盟補助金
(2) 参加分担金・・・・・・参加団体より
(3) 入場料
(4) その他・・・・・・広告料、撮影・録音・録画権料など
- 第23条 会場内で演奏及び審査の妨げになる行為（写真撮影・録音・録画）はこれを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りではない。
- 第24条 このコンテストに出場しようとする団体は、この連盟の定めた所定の申込書によって実行委員会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。
- 第25条 出場の申し込みをしたグループの責任者（代理を認める）は実行委員会の定める代表者打ち合わせ会議に出席しなければならない。
- 第26条 その他全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会開催上の細目については実行委員会において定める。
- 第27条 この規定は全日本アンサンブルコンテスト規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。
- 第28条 この規定は、平成2年4月29日より施行する。

平成10年4月29日総会にて 第9条を改定する。

平成16年4月29日総会にて 第14条を改定する。

平成17年4月29日全日本アンサンブルコンテスト実施規定改定に伴い、第16条を改定する。

平成21年4月29日総会にて、第5、7条を改定する。